

業務説明資料

1 件名

後期高齢者医療標準化及び医療費助成等システム導入に係るコンサルティング業務委託

2 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

横浜市中区本町6丁目50番地の10 16階
横浜市健康福祉局生活福祉部医療援助課ほか

4 業務目的

令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」において、国は自治体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、自治体の情報システムの標準化・共通化に取り組むこととした。

標準化・共通化とはデジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダが標準仕様に準拠して開発したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を全国規模のクラウド基盤（いわゆる「ガバメントクラウド」）に構築し、当該システムを各自治体が利用することを目指すものである。

このような状況を受け、本市後期高齢者医療制度に係る業務についても、標準準拠システムへの移行に向けて、国の示す標準仕様書と本市の現状とを比較し、標準準拠システム移行後の業務及び調達するシステムについて検討する。

また、当課で所管する医療費助成事業の「重度障害者医療費助成事業」「ひとり親家庭等医療費助成事業」「小児医療費助成事業」「小児慢性特定疾患」のシステム標準化対象外の事業と「更生医療」「育成医療」「養育医療」のシステム標準化対象の事業についても本市の状況を把握し、他都市や市場の状況を比較して適切な業務体制を作ることを含めたシステム調達を他システムの標準準拠システムへの移行に合わせ、移行後の業務及び調達するシステムについて検討する。

5 業務概要

後期高齢者医療制度、育成医療、更生医療、養育医療の各システム（以下「標準化対象事業」という）については、国が示す「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（令和3年7月7日総務省）」に則り、以下の業務を行う。また、小児医療費助

成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業・重度障害者医療費助成事業、小児慢性特定疾病事業の各システム（以下「標準化対象外事業」という）は、標準化対象外であることから、現行システムと他市や業界の基準とを比較し、業務見直しを含めたシステム調達準備の業務を行う。

(1) 標準化対象事業及び標準化対象外事業の仕様分析

後期高齢者医療等の国が示す標準仕様書と本市の仕様との比較分析等及び標準化対象外事業の現行仕様の分析等

ア 標準化対象事業（後期高齢者医療制度、育成医療、更生医療、養育医療）

国が示す標準仕様書について、本市が所有する業務フロー図を用いて、本市現行業務とのFit&Gap分析を実施する（業務フロー確認のための現地調査、ヒアリングを含む）。

(ア) 現行業務における標準化対象部分・標準化対象外部分の特定を行う。

(イ) 現行業務のうち標準化対象部分について、実装必須、実装不可、実装任意のいずれの項目に該当するかを確認する。

(ウ) 現行業務との業務フロー、帳票等各種要件における差異を明確化する。

イ 標準化対象外事業（小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業、小児慢性特定疾病事業）

(ア) 標準化対象外システムの本市の現状分析と他市や市場仕様比較分析等

(イ) 現行業務の基礎調査

(ウ) 現行業務の他市状況調査、市場調査

(エ) 本市と状況調査の比較分析

(2) 業務見直しの基本方針作成

(1) の分析、または現行ベンダーが別途行ったFit&Gapの結果に基づき、実装任意の機能（実装オプション）のうち本市に必要・不要な機能を示すとともに、国が示す標準仕様書と本市現行業務の差異がある部分について、標準仕様に合わせるための業務見直し等対応方法を検討する。

また、標準化対象外業務である医療費助成及び小児慢性特定疾病事業の各システムについては、新システム導入にあたり必要・不要な機能を示し効率的な業務を図れるよう、課題の整備を行い、代替手段の提案を行う。

(3) システムの移行に係る基本的な移行計画（素案）等の策定

上記分析及び本市関係課が示す方針や動向を踏まえ、「5業務概要」で示した業務における基本的な移行計画の素案を策定し、また、ガバメントクラウドへの移行、各種ネットワーク調整、外部インターフェース、に係る提案を行う。

また、後期高齢者医療、医療費助成制度等について現行システムと他システムとの連携についての調査及び対応方法を検討する。さらに、今後、国や市が実施するオン

ライン等を活用したシステムについての調査、提案を行う。

(4) システム等に関する調査

システム移行に向けて必要な調査を行う。

ア 他都市調査

イ RFI

(ア)ベンダに対する情報提供依頼 (RFI) 資料の作成

(イ)RFIの実施

(ウ)RFI結果分析を踏まえた移行計画の修正

(5) システム調達に係る仕様書 (素案) の作成

(1)～(4)の結果を踏まえ、システムの調達に係る仕様書の素案を作成する。

6 成果品

各業務の履行期日や履行状況を確認できる成果品等については、次のとおりとする。

業務	成果品	提出期限	形式
(1) 国が示す標準仕様と本市の仕様との比較分析等(標準化対象事業)	比較・分析結果報告書	令和5年10月1日	書面及び電子媒体
(2)本市と他市や業界の比較分析(標準化対象外事業)	比較・分析結果報告書	令和5年10月1日	書面及び電子媒体
(3) 業務見直しの基本方針等作成	業務見直し基本方針報告書	令和5年10月1日	電子媒体可
(4) システムの移行に係る基本的な移行計画(素案)の策定	移行計画書(素案)	令和5年12月31日	書面及び電子媒体
(5) システム等に関する調査	ベンダへの情報提供依頼資料	随時(年度内)	電子媒体
	RFI結果分析を踏まえた詳細な移行計画	随時(年度内)	書面及び電子媒体
(6) システム調達に係る仕様書(素案)の作成	調達に係る仕様書	令和6年3月31日	

